

【大学等における修学支援に関する法律に基づく政令・省令対応】

P.14：シラバス作成のポイントに「POINT 8 実務経験を活かした授業の展開」を追加

「大学等における修学支援に関する法律（いわゆる高等教育無償化制度）」の機関要件には、「実務経験のある教員が担当する授業科目」の基準単位数以上の配置が求められています。本学が、「実務経験のある教員が担当する授業科目」と判断した科目については、「備考」欄に予め教務課で「《この科目は、実務経験を有する教員が担当しています。》」という一文を入力しています。

これに該当する科目のシラバスは、履修を希望する学生が「どのような経験を持つ教員等」が「その実務経験を活かしてどのような教育を行うか」を理解できるかどうかという視点に立って記載をお願いします。

【法律学科法曹コースへの対応】

P.14：シラバス作成のポイント「POINT 7 成績評価の基準」に相対評価に関する記述を追加

《相対評価について》

本学法律学科では、他大学法科大学院と連携し、「連携法曹基礎課程（法曹コース）」を開設しているため、法律学科開講の一部指定科目において、相対評価で成績評価を行なうこととなっています。

担当される授業科目が相対評価対象科目の場合には、履修者の成績について、「相対評価です。評価割合は、S 評価…10%以内、A 評価…20%程度、B 評価…30%程度、C 評価およびそれ以外の評価…40%程度を目安とします。」との記載をしてください。

【授業時の注意事項の追加】

P.14：シラバス作成のポイント「POINT5 授業のに関する注意事項」に授業内での録画、板書の写真撮影に関する記載を追加

・授業の動画撮影や板書の写真撮影についての注意事項もこちらに記入してください。

例：授業の録画、板書の撮影は禁止する。必要な事情がある場合は担当教員に相談すること。